

監査報告書

公益財団法人 放射線影響協会
理事長 長瀧 重信 殿

平成25年 5月30日

公益財団法人 放射線影響協会

監事 佐々木 康人
監事 手島 康博

私たち監事は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

監 査 報 告 書

平成25年 5月24日

公益財団法人放射線影響協会
理事長 長 瀧 重 信 殿

泉公認会計士事務所

公認会計士

泉 龍 弘

私は、公益財団法人放射線影響協会の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度の計算書類、すなわち、貸借対照表(貸借対照表内訳表を含む。)・正味財産計算書(正味財産計算書内訳表を含む。)並びにその附属明細書及び財産目録について監査を行った。

この監査に当たって、私は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、法人の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び定款(寄附行為)に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、計算書類の表示方法は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているものと認められた。

よって、私は、上記の計算書類が公益財団法人放射線影響協会の平成24年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同事業年度末日現在の財産の状態を適正に表示しているものと認める。

公益財団法人放射線影響協会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上